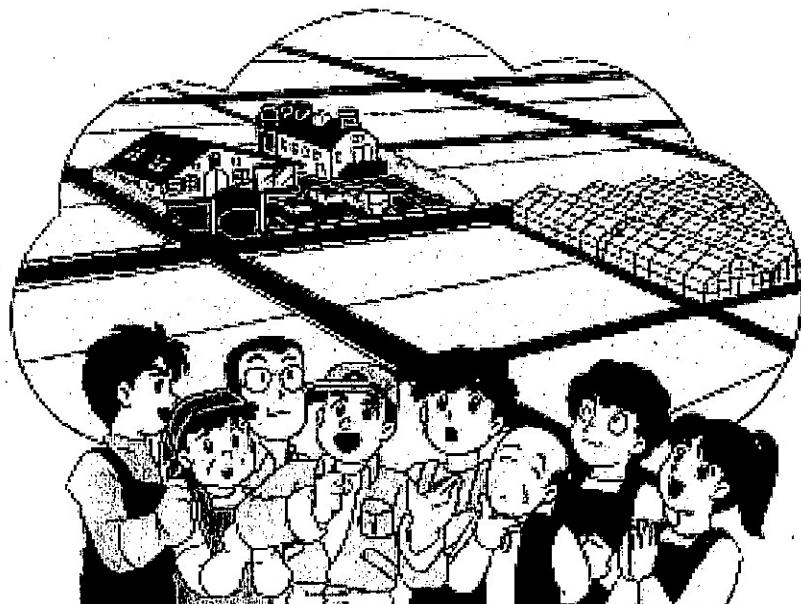


令和 3 年度第 3 回 評価委員会参考資料



令和 4 年 3 月 23 日 (水)

宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社

その他参考資料

☆農業経営基盤強化促進法「一部改正法律案」

☆担い手集積支援事業実施要領「一部改正」

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の概要

令和4年3月
農林水産省

I 趣旨

農業の成長産業化及び農業所得の増大を図るため、市町村による地域農業経営基盤強化促進計画の作成について定め、当該計画の区域において担い手に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するための措置を講ずるとともに、農業を担う者の確保及び育成を図るための措置等を講ずる。

II 法律案の概要

① 農業経営基盤強化促進法の一部改正

(1) 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定

① 農業者等による協議の場の設置

農業経営基盤強化促進基本構想を定めた市町村は、自然的条件等を考慮した区域ごとに、農業の将来の在り方及び農業上の利用が行われる農用地等の区域等について、農業者、農業委員会、農地中間管理機構（以下「機構」という。）、農業協同組合、土地改良区等による協議の場を設け、その協議の結果を公表する。【第18条】

② 地域計画の策定

ア 市町村は、協議結果を踏まえ、①の農用地等の区域における農業の将来の在り方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた計画（以下「地域計画」という。）を定める（改正法施行から2年を経過する日までの間に作成）。【第19条第1項及び第2項並びに附則第4条】

イ 市町村は、地域計画の目標として、アの農用地等の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示する。【第19条第3項】

ウ 農業委員会は、市町村の求めを受け、農業者の農業上の利用の意向等の情報を勘案して、機構等の協力を得て、イの地図の素案を作成し、市町村に提出する。【第20条】

③ 農業委員会による利用権の設定等の促進等

ア 農業委員会は、地域計画の区域内の農用地等の所有者等に、機構への利用権の設定等（賃借権の設定等及び農作業の委託をいう。）を積極的に促す。【第21条第1項】

イ 地域計画の区域内の農用地等の所有者等は、機構に対する利用権の設定等を行うように努める。【第21条第2項】

ウ 市町村は、地域計画の区域内の農用地等について機構への利用権の設定等が必要なときは、所有者等に機構と協議すべきことを勧告する。【第22条の2】

④ 提案に基づく地域計画の特例

ア 農業委員会又は農用地区域内の農用地等の所有者等は、機構及び所有者等の3分の2以上の同意を得て、市町村に対し、全部又は一部の対象区域内の農用地等について所有者等から利用権の設定等を受ける者を機構とする旨を地域計画に定めることを提案でき、提案を受けた市町村は、当該提案に基づき地域計画を定め、又はこれを変更するか否かについて、当該提案をした者に通知する。【第22条の3】

イ 提案を受けて定めた地域計画（有効期間付）の対象区域内の農用地等の所有者

等は、機構以外の者に利用権の設定等を行ってはならない（機構に貸し付けた農用地等について、地域計画に支障が生じるおそれがないときは、自ら借り受けることも可能）。
【第22条の4】

⑤ 地域計画の区域における農用地利用集積等促進計画の策定

機構は、2の(2)の農用地利用集積等促進計画を定めるに当たっては、地域計画の達成に資するようにしなければならない。
【第22条の5】

⑥ 機構関連農地整備事業の対象農用地の追加

機構関連農地整備事業の対象となる農用地に、機構が地域計画の区域内において農作業等の委託を受けている農用地を追加する。
【第22条の6】

⑦ 地域計画の区域における農用地区域の除外の制限

④のアの地域計画の対象区域内の農用地等については、その有効期間中、農用地区域からの除外を制限する。
【第22条の8】

(2) 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想の事項の追加

都道府県知事が定める基本方針及び市町村が定める基本構想に「農業を担う者の確保及び育成」に関する事項等を追加する。
【第5条第2項及び第6条第2項】

(3) 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等

都道府県は、農業を担う者の確保及び育成のために必要な援助を行う拠点（農業経営・就農支援センター）としての機能を担う体制を整備し、国等関係者は、情報の収集、連携協力等や援助に努める。
【第11条の11及び第11条の12】

(4) 認定農業者に係る措置

① 資本性劣後ローンに係る措置

日本政策金融公庫が融資する農業経営の安定に必要な資金等で、認定農業者に係るものとの据置期間を20年等を超えない範囲内とする。
【第13条の3】

② 農業用施設用農地の転用許可の一体的審査

農業経営改善計画に農業用施設の整備に関する事項を記載し、市町村が都道府県知事の同意を得て認定した場合、農地転用許可があつたものとみなす。
【第12条、第13条の2及び第14条】

(5) 委託を受けて行う農作業の実施の促進

市町村は、農作業受託事業の実施者による事業の情報提供の促進等に努める。農業協同組合は、委託を受けて行う農作業の実施を促進するほか、自ら委託を受けて農作業を行うように努める。
【第26条の2及び第27条】

2 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正

(1) 機構が行う事業の範囲の拡大等

① 機構の事業に、農作業等の受委託を追加する。
【第2条第3項】
② 機構は、地域計画の区域において事業を重点的に行い、区域内の農用地等の所有者等に対して農地中間管理権の取得等に関する協議を積極的に申し入れる。
【第8条第3項第3号及び第17条第2項】

③ 機構は、これまで農用地等の借受希望者の公募を前提に事業を行ってきたことに替えて、地域計画の達成に資することを旨として事業を行う。
【第8条第3項第4号】

(2) 農用地利用集積等促進計画の策定

① 農用地利用集積計画の機構計画への統合

ア 機構は、農業委員会等の意見を聴いて、農用地等の貸借等及び農作業等受委託について定める農用地利用集積等促進計画（以下「集積等計画」という。）を定

め、都道府県知事の認可を受けなければならない（現行の機構の農用地利用配分計画と現行基盤法の市町村による農用地利用集積計画を統合）。

【第18条第1項及び第3項】

イ 農業委員会は、集積等計画を定めるべき旨を機構に要請することができ、機構は、要請内容を勘案して計画を定める。【第18条第11項及び第12項】

ウ アの認可の公告があったときは、集積等計画の定めるところにより賃借等に係る権利が設定等され、又は委託契約が締結されたものとみなす。

【第18条第8項及び第9項】

② 共有の農用地等に係る利用権の存続期間の延長

共有の農用地等（共有者が不明な場合を含む。）に関し設定される利用権の存続期間の上限を20年から40年に延長する。【第18条第5項第4号、第22条の2第1項】

3 農業委員会等に関する法律の一部改正

農地利用最適化推進指針について、定めなければならないことに変更する。

【第7条第1項】

4 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

農用地区域からの除外要件に地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるることを追加する。【第13条第2項】

5 農地法の一部改正

① 農地等の権利取得時の下限面積要件を廃止する。【旧第3条第2項第5号】

② 遊休農地に関し都道府県知事の裁定により機構に設定される賃借権の存続期間の上限を20年から40年に延長する。【第39条第3項】

6 農業協同組合法の一部改正

農業協同組合による農業経営に係る組合員の同意手続について、総会に総組合員等の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議に緩和する。

【第11条の50第3項】

7 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和5年4月1日を想定）とする。

背景

農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、分散錯園の状況を解消し、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要

【分散錯園の状況※】

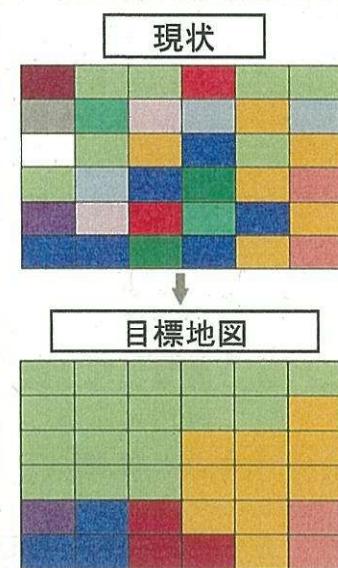


※ 経営面積16.4haが、70ヵ所に分散(1ヵ所当たり平均23a。写真は一部)
最も離れている農地間の直線距離は5km

法律案の概要

<地域計画の策定（人・農地プランの法定化）>

- ① 市町村は、農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施
(基盤法第18条)
- ② これを踏まえて、市町村は、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（目標とする農地利用の姿を示した地図を含む）等を定めた「地域計画」を策定・公告
その際、農業委員会は、農地バンク等と協力して目標とする地図の素案を作成
(基盤法第19条及び第20条)
※ 地域計画は、施行期日から2年を経過する日までの間に策定
(附則第4条)



<農地の集約化等>

- ① 農業委員会は、地域計画の達成に向け、農地所有者等による農地バンクへの貸付け等を促進し、農地バンクは、農地の借入れ等を農地所有者等に積極的に申入れ
(基盤法第21条第1項、機構法第8条第3項第3号)
- ② 通常の地域計画を策定した地域について、追加的に、地域計画の特例として、3分の2以上の農地所有者等の同意を得た場合、農地を貸し付けるときは農地バンクとすることを提案できる仕組みを措置
(基盤法第22条の3及び第22条の4)
- ③ 農地バンクは、地域計画の達成に向け、「農用地利用集積等促進計画」を策定し、農地の貸借等を促進
また、農業委員会が同計画を定めるべき旨を要請した場合、農地バンクはその内容を勘案して計画を策定
(現行の市町村の利用集積計画は、農用地利用集積等促進計画に統合)
(機構法第18条)
- ④ 農家負担ゼロの基盤整備事業の対象に、農地バンクが農作業の委託等を受けている農地を追加
(基盤法第22条の6)
- ⑤ 農地バンクに対する遊休農地の貸付けに係る裁定等における貸付期間の上限を延長（20年→40年）
(農地法第39条第3項等)
- ⑥ 農業委員会による農地利用最適化推進指針の策定を義務化
(農委法第7条第1項)

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

〔人・農地関連法案〕

資料 1-3

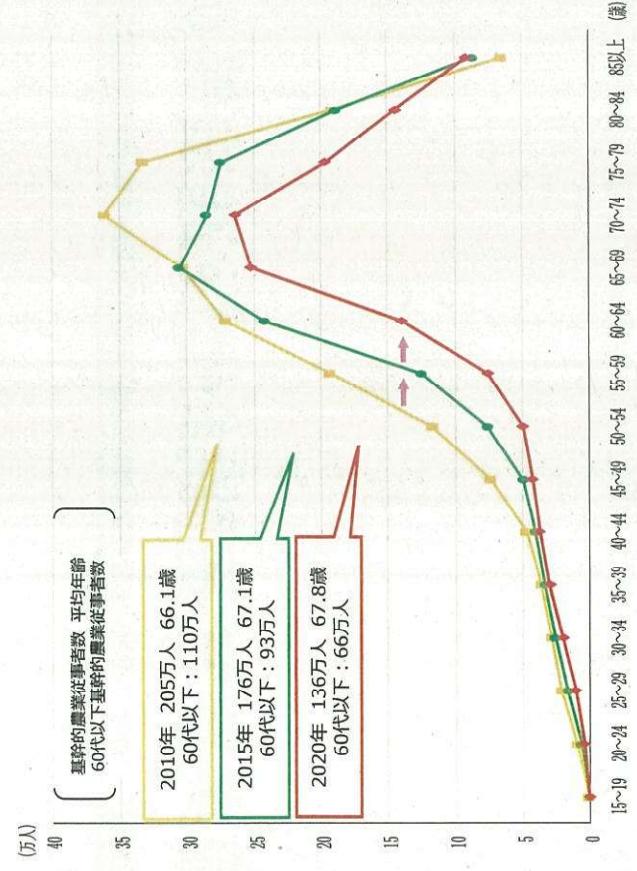
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案について

令和4年3月
農林水産省 経営局

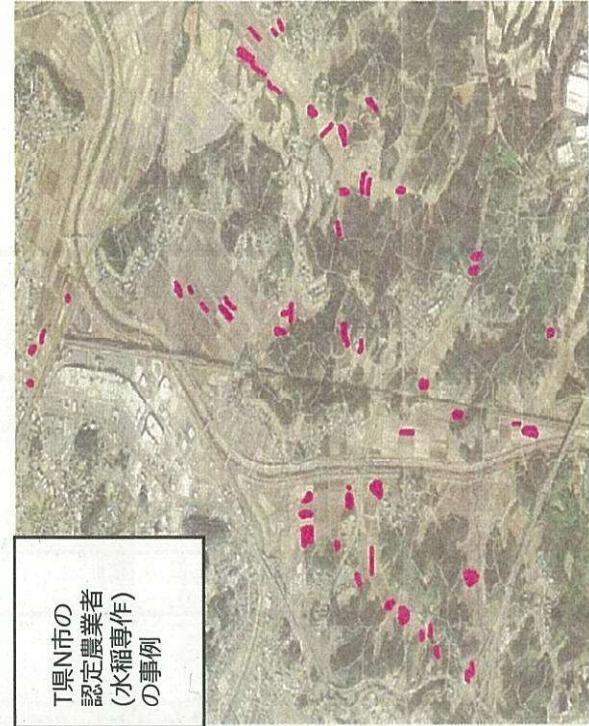
1 農地等をめぐる状況

- 我が国において、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念
- 生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、地域において、農地がご利用されやすくなるよう、目指すべき将来の具体的な利用の姿等を描き、分散錯闇の状況を解消して、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要

- 基幹的農業従事者の減少と高齢化が進展
- 担い手であっても経営農地が小さな区画で分散（分散錯闇）



資料：農林水産省「農林業センサス」（総務統計）



丁寧N市の
認定農業者
(水稻専作)
の事例

経営面積16.4haが、70か所に分散して存在
最も離れている農地間の直線距離は5km

2 地域計画（八・農地ノフン）ひ束正

- 市町村は、地域における農業の将来の在り方等について、協議の場を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために、「地域計画」（八・農地プラン）を策定

地域で農業の将来の在り方等を協議

市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域ごとに、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による協議の場を設置し、次を話し合い

- ① 区域における農業の将来の在り方
- ② 区域における農業上の利用が行われる農地等の区域^(※)
- ③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項



※協議の中で、(緑)農業上の利用が行われる区域と
(茶)保全等・林地化を進める区域に整理
緑の区域：農業経営基盤強化法に基づく地域計画へ
茶の区域：農山漁村活性化法に基づく地域計画へ

市町村が地域計画を策定

○市町村は、次を定めた地域計画（案）を作成

① 地域計画の区域

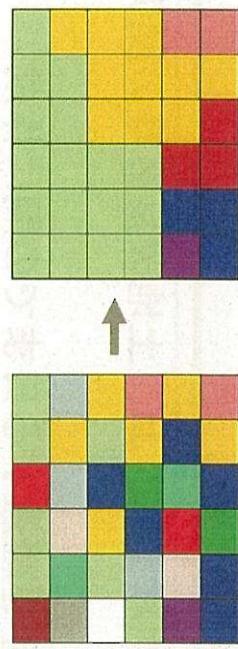
- ② ①の区域における農業の将来の在り方
③ ②に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 等

○市町村は、③の目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示（「目標地図」）

○市町村は、農業委員会が市町村の求めを受けて作成

※目標地図のイメージ

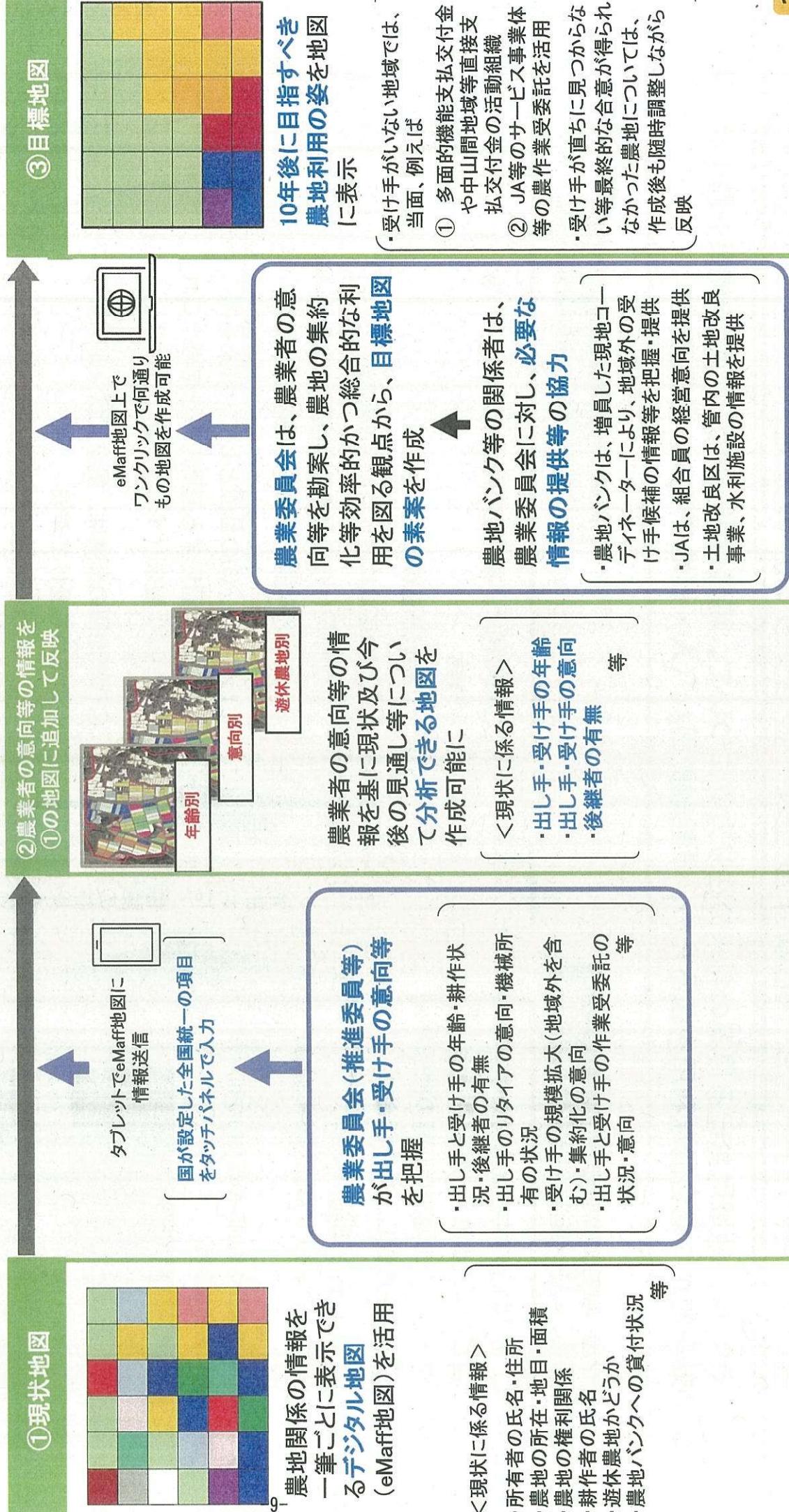
□ 現状 □ 目標地図



市町村は、協議の結果を公表

3 目標地図の作成

- 農業委員会は、農業者の意向等の情報を勘案して、農地バンク、JA、土地改良区等の関係者の協力を得て、目標地図の素案を作成し、市町村に提出
- 目標地図を含め地域計画は、施行期日から起算して2年を経過する日までの間に作成
(周知期間と合わせて3年程度の作成期間を設定)



4 地域計画（目標地図）の達成に向けた取り組み

今後は、地域の共通の目標である地域計画（目標地図）の達成に向けて、関係機関が連携して取組を推進

農地バンクは、分散している農地をまとめて引き受け、一団の形で受け手に再分配する機能を有し、農家負担ゼロの基盤整備事業・地域集積協力金等も活用し、これによる集約化等の取組（従来の賃借＋農作業受託）を促進

地域計画の策定

農業委員会による目標地図（要素）を基に、市町村は地域計画を策定

具体的な貸付け等の働きかけ（通常）

農業委員会を中心となって、地域計画の達成に向け、関係機関が連携して、農地バンクへの貸付け等の働きかけを実施
〔農地バンクは、公募を前提に事業を行ってきたことに替えて、地域計画の達成に資するよう事業を実施〕

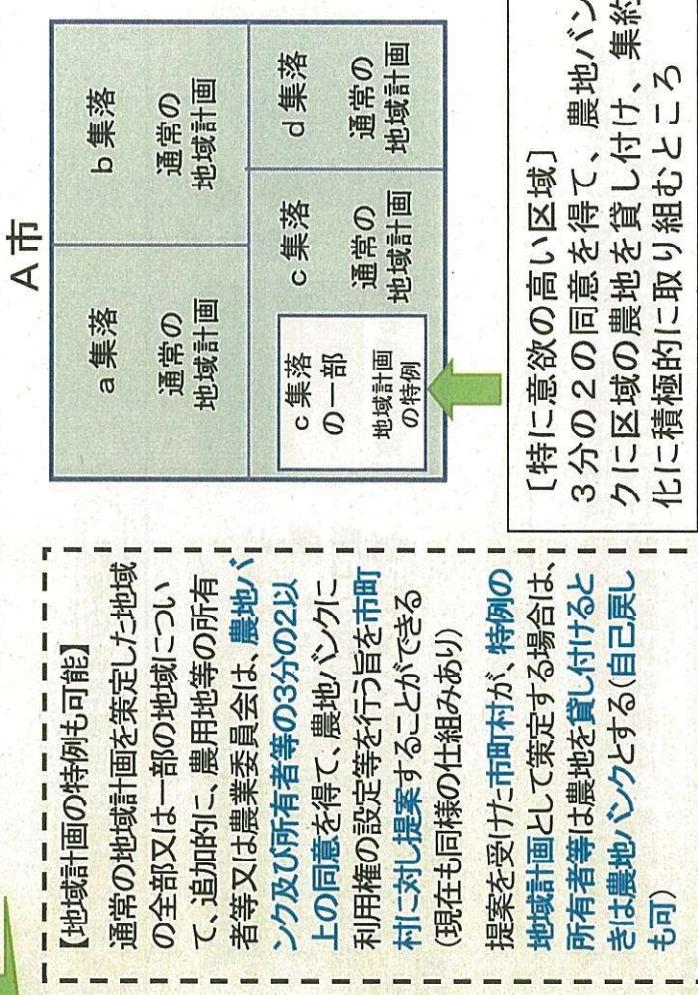
◆ 農業委員会は、地域計画の達成に向け、農地バンクへの貸付け等を積極的に促進

◆ 農地バンクは、所有者等に対して農地中間管理権の取得等に関する協議を積極的に申入れ
◆ 市町村は、農地バンクへの利用権の設定等が必要と認めるとときは、所有者等に農地バンクと協議すべき旨を勧告

権利の設定等

○ 農業委員会の意見を聴いて、農地バンクは、賃借や農作業受託等について定める農用地利用集積計画を策定（現行の農地バンクの農用地利用配分計画と市町村による農用地利用集積計画を統合）

○ 農業委員会は、同計画を定めるべき旨を農地バンクに要請でき、農地バンクは要請内容を勘案して計画を策定
・都道府県条例の改正による都道府県知事の認可権限の市町村長への委譲也可能



4 地域計画（目標計画）の達成に向けた取組を推進するため、農地中間管理機構関連事業（農家負担ゼロの基盤整備事業）の特例や、遊休農地・所有者不明農地に対する利用権設定期間の引上げ等を措置

- 地域計画（目標計画）の達成に向けた取組を推進するため、農地中間管理機構関連事業（農家負担ゼロの基盤整備事業）の特例や、遊休農地・所有者不明農地に対する利用権設定期間の引上げ等を措置

農地中間管理機関連事業（農家負担ゼロの基盤整備）の特例等

〔現行〕

- ① 農地バンクが借り受けている農用地が対象
- ② 対象事業は、区画整理・農用地造成のみ



〔見直しの内容〕

- ① 地域計画の区域内で、農地バンクが農作業等を受託している農用地も対象に追加



- （土地改良法の一部を改正する法律案）
② 対象事業に農業用排水施設、農業用道路等の整備を追加

1-1-

遊休農地・所有者不明農地に対する利用権設定の見直し

〔現行〕

- 遊休農地・所有者不明農地について、都道府県知事の裁定により農地バンクに利用権を設定する場合、期間の上限は20年



- 〔見直しの内容〕
○ 裁定により農地バンクに設定される利用権の期間の上限を**20年から40年**に引き上げ、農地の受け手のニーズに応じた**長期間の貸付けが可能に**



農用地区域からの除外に係る要件の追加

〔現行〕

- 農地転用のための農用地区域からの除外は、農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で農用地区域以外に代替すべき土地がないこと等の要件を満たす必要



〔見直しの内容〕

- 農地転用のための農用地区域からの除外の要件に「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」を追加



農地利用最適化推進指針の策定

〔現行〕

- 農業委員会は、農地利用の最適化の推進（農地の集積・集中化、遊休農地の解消等）について、推進の目標及び方法を定めた指針（農地利用最適化推進指針）を定めるよう努めなければならない



- 〔見直しの内容〕
○ 農業委員会は、農地利用最適化推進指針を定めなければならない

5 人の確保・育成

- 都道府県知事が定める基本方針及び市町村が定める基本構想において、「農業を担う者の確保・育成」に関する事項等を追加
 - 都道府県は、農業を担う者の確保・育成のために必要な援助を行う拠点（農業経営・就農支援センター）を整備し、国等関係者は、情報の収集、連携協力等や援助に努める
 - 認定農業者の事業展開等について資金面等で後押しし、また、農地の利用を支える取組として、サービス事業体やJA等による委託を受けて行う農作業の実施を促進

農業経営・就農支援センターの整備

- 都道府県は、市町村、農業委員会、農地バンク、JA等の関係機関と連携協力して、農業経営・就農支援センターを整備し、経営サポート・就農サポート等を一括して実施（現在、青年農業者等育成センターのみ）を位置付け

経営サポート

- 就農希望者等の相談に応じて、
- ・データベースを活用した就農に関する情報提供
- （農業体験、研修機関等の情報）
- ・就農候補市町村との調整等を実施

農業者の課題解決に向け、社会保険労務士、税理士、中小企業診断士等の専門家がアドバイス

農業者による事業展開の促進

- 認定農業者の財務基盤の強化を図るため、「資本性劣後ローン」を日本政策金融公庫が融資する資金で措置（据置期間の範囲を延長）
 - 農業経営の安定に必要な資金 3年以内 → 20年以内
 - 農業施設の改良等に必要な資金 8年以内 → 25年以内
- （※ 資本性劣後ローン
長期間にわたり元本返済が不要であるなど融資条件の面で、負債ではなく、資本に準じたものとして取り扱われるローン）

- 認定農業者が農業用施設の整備に取り組みやすくなるよう、農業経営改善計画に施設整備に関する事項を記載し、市町村が都道府県知事の同意を得て認定した場合、農地転用許可があつたものとみなす

農地の利用を支える取組の推進

- JAが農業経営を行いややすくするため、組合員の書面による同意手続を緩和
 - 〔現行〕
総組合員等の2/3以上の書面同意
 - 〔見直しの内容〕
総会（組合員等の半数以上の出席）での2/3以上の決議

- 農地を利用しやすくするため、農地等の権利取得時の下限面積要件を廃止

- 委託を受けて行う農作業の実施を促進するため、農作業受託事業の実施者による事業の情報提供、JA自らの農作業受託等を促進



※ 組合員1,200人超のJAは既に緩和済み

○ 委託を受けて行う農作業の実施を促進するため、農作業受託事業の実施者による事業の情報提供、JA自らの農作業受託等を促進

※ 現行の下限面積は、原則、都府県50ha以上、北海道2ha以上となっているが、約7割の市町村がこれを引き下げ



宮城県農地中間管理機構扱い手集積支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程（平成26年3月31日付け宮城県（農振）指令第221号認可）第1条に基づき、扱い手への農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）で規定する農地中間管理機構（以下「機構」という。）を通じた農地の集積・集約化に取り組む地域・個人に対し、宮城県農地中間管理機構扱い手集積支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、この要領の定めるところによる。

(交付対象事業等)

第2条 助成金の交付対象となる事業、事業の内容、交付対象者及び助成金額については、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 交付の申請は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める交付申請書を公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

- (1) 地域タイプ 宮城県農地中間管理機構扱い手集積支援助成金（地域タイプ）交付申請書（様式第1号）
- (2) 集積タイプ 宮城県農地中間管理機構扱い手集積支援助成金（集積タイプ）交付申請書（様式第2号）
- (3) 集約化タイプ 宮城県農地中間管理機構扱い手集積支援助成金（集約化タイプ）交付申請書（様式第3号）

(交付決定の通知)

第4条 理事長は、前条の申請の内容を審査の上、助成金を交付することが適当と認められる時は、宮城県農地中間管理機構扱い手集積支援助成金交付決定通知書（様式第4号）により、交付対象者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第5条 前条の規定による交付決定を受けた交付対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、宮城県農地中間管理機構扱い手集積支援助成金交付請求書（様式第5号）を理事長に提出するものとする。

(助成金の返還)

第6条 理事長は、助成金の交付を受けた者が、交付申請時に誓約した内容に違反した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 理事長は、前項の規定により、助成金の交付の決定を取り消したときは、交付対象者に対し、期限を定めて、既に交付した助成金の返還を命じることができる。

(報告及び検査)

第7条 理事長は、事業の適切な実施状況及び事業の効果を確認するため、交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、併せて、現地への立入検査を行うことができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

交付対象事業	事業の内容	交付対象者	助成金額
地域タイプ	地域ぐるみでの農地の集積・集約化に係る会議費用について、助成金を交付（会場借上費・資料印刷費・お茶代・その他費用）	話し合いを行う任意団体等の代表者	会議1回につき 10,000円以内
集積タイプ	1月1日から12月31日までに、機構から転貸された5ha以上（機構の指定する中山間地域は、2ha以上）の農地について、助成金を交付。	機構から農地を転貸された者	1経営体当たり 100,000円以内
集約化タイプ	機構から転貸された農地について、他の機構転貸農地と農地交換（以下「農地シャッフル」という。）することで集約化（1ha以上（機構の指定する中山間地域は、0.5ha以上）の連坦団地化）された場合、助成金を交付。	農地シャッフルにより、機構に農地を貸し付け 機構から農地を転貸された者	新たに機構から 転貸された農地 1a当たり200円 以内 1経営体当たり 100,000円以内

※機構の指定する中山間地域とは、別紙一覧表のとおり。

【別紙一覧表】

担い手集積支援事業【中山間地域一覧】

令和4年4月1日

中山間地域					
圏域名	市町村名	特定農山村 地域	振興山村	過疎地域	離島
大河原圏域	白石市	○			
	七ヶ宿町	○	○	○	
	村田町	○			
	川崎町	○	○		
	丸森町	○	○	○	
仙台圏域	仙台市		○		
	大和町	○	○		
	山元町	○		○	
大崎圏域	大崎市	○	○	○	
	加美町	○	○	○	
	美里町	○		○	
栗原圏域	栗原市	○	○	○	
登米圏域	登米市	○	○	○	
石巻圏域	石巻市	○		○	○
	東松島市	○		○	
気仙沼・本吉圏域	気仙沼市	○	○	○	○
	南三陸町	○	○	○	
計	17市町	16	11	12	2

【指定基準】

宮城県中山間地域（5法）指定図（令和3年4月1時点）のとおり

○特定農山村地域（特定農山村法）：白石市（小原村）他

○振興山村（山村振興法）：七ヶ宿町（七ヶ宿村）他

○過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法）：七ヶ宿町

○離島地域（離島振興法）：気仙沼市（大島）他

※但し、該当農地確認作業の効率化を図るため、白石市（小原村）等、市町村の一部地域でも、5法指定されている場合は、市町村全域を5法指定区域とする。

宮城県農地中間管理機構 担い手集積支援事業実施要領新旧対照表

別表（第2条関係）

(下線部分は変更部分)

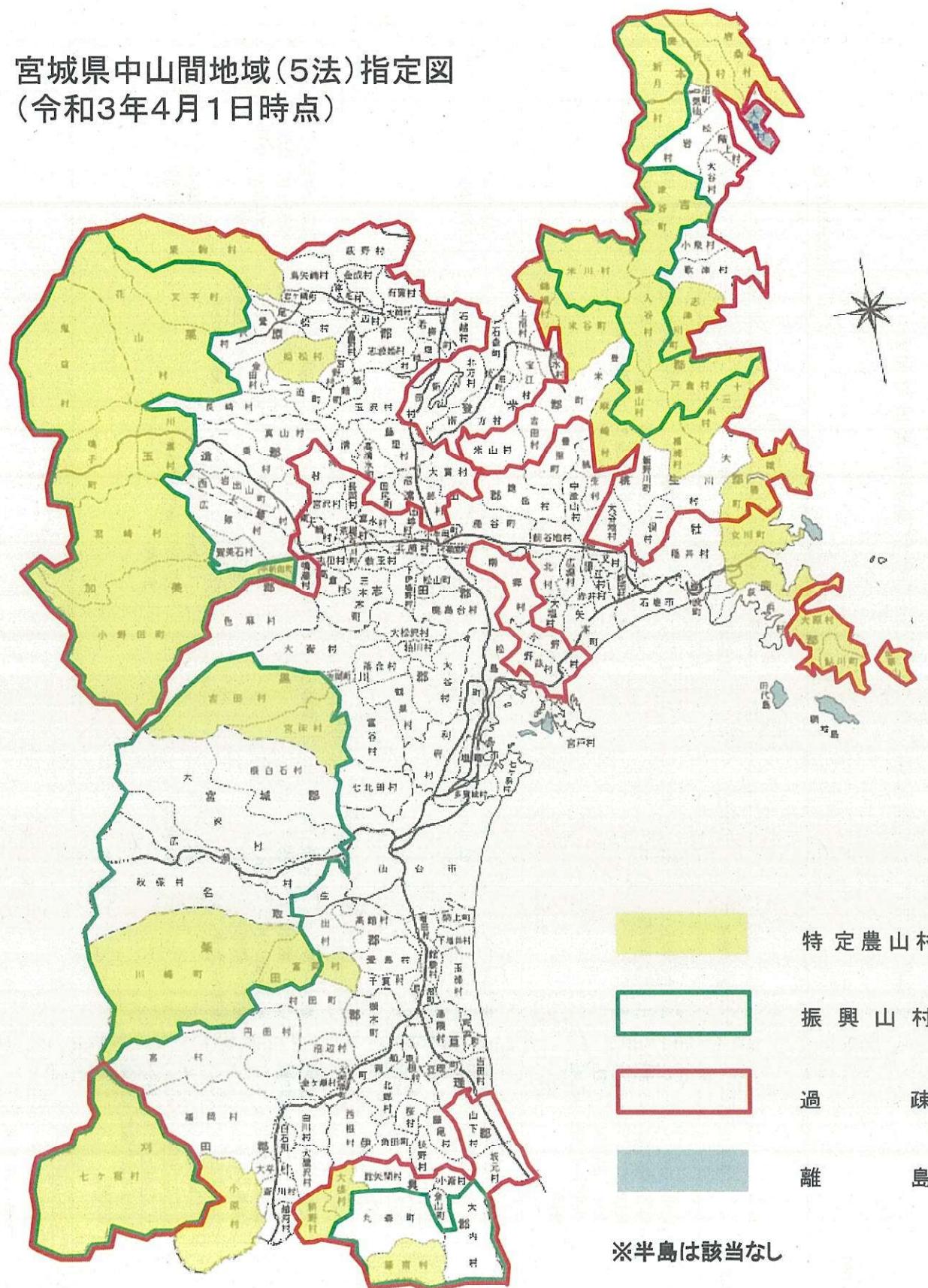
改 正 後		改 正 前	
交付対象事業	事業の内容	交付対象者	助成金額
地域タイプ	地域ぐるみでの農地の集積・集約化に係る会議費用について、助成金を交付（会場借上費・資料印刷費・お茶代・その他費用）	話し合いを行ううな意団体等の代表者	会議1回につき10,000円以内
集積タイプ	1月1日から12月31日までに、機構から転貸された5ha以上（ <u>機構の指定する中山間地域は、2ha以上</u> ）の農地について、助成金を交付。	機構から農地を転貸された者	1経営体当たり100,000円以内
集約化タイプ	機構から転貸された農地について、他の機構転貸農地と農地交換（以下「農地シャツフル」という。）することで集約化（1ha以上（ <u>機構の指定する中山間地域は、0.5ha以上</u> ）の連坦田地化）された場合、助成金を交付。	新たに機構から転貸された農地を貸し付け機構から農地を転貸された者	1ha当たり200円以内 1経営体当たり100,000円以内

※機構の指定する中山間地域とは、別紙一覧表のとおり。

附 則

- この要領は、平成31年4月1日から施行する。
この要領は、令和4年4月1日から施行する。

宮城県中山間地域(5法)指定図
(令和3年4月1日時点)



「**担い手集積支援事業**」の概要について

～農地中間管理事業に係る手数料収益で担い手等を支援！～

(1) 賃借料手数料徴収の経緯等

①徴収経緯

- JAによる合理化事業・円滑化事業開始後に、事業の統一性から手数料徴収依頼がなされ実施しました。（現在に至ります。）

②徴収額

- 賃借料に対して1%の手数料を毎年機構に収めていただくことになります。
(例示：賃借料10,000円の場合は100円となります。)
- 物納案件については、地域毎に近傍類似の賃借料
(標準賃借料)を基に金銭換算し、算定します。



③徴収方法

- 農地所有者へは、賃借料から手数料を差し引いた額を指定口座へ振込みます。
- 農地耕作者からは手数料を賃借料に上乗せした額を指定口座から引落します。

※手数料は、機構事業を推進するための**地域や担い手農業者への支援**、
国の補助対象とならない経費等に活用されます。

(2) 賃借料手数料使途の3つのポイント

ポイント①

～担い手・地域等へ還元～

令和元年度新規

1. 農地中間管理事業推進に資する公社単独事業費

①担い手集積支援事業（担い手集積支援助成金）

※1 農地の集積・集約化に係る会議費用について助成金を交付

※2 集積・集約化された農地について助成金を交付

②理事長特認事業

ポイント②

～円滑な精算事務への対応～

継続

2. 農地中間管理事業に係る未収借賃に係る一時立替

（受け手の不測の事態における出し手への支払いの影響を軽減）

ポイント③

～機構運営費への一部充当～

継続

3. 農地中間管理事業に係る**補助対象外経費**への充当

（補助金で賄えない機構職員人件費等に充当）

(3) 担い手集積支援事業の概要

担い手集積支援助成金は、①地域タイプ ②集積タイプ ③集約化タイプの3つのタイプがあります。

地域ぐるみでの農地の集積・集約化に係る会議費用を支援

まずは、
話し合いから
スタート！

① 地域タイプ

- 1) 会場借上費
- 2) 資料印刷費
- 3) お茶代
- 4) その他費用

10,000円以内/会議

地域代表者等
少人数の場合
も対象



地域ぐるみでの話し合い

話し合いを
繰り返す
ことで！

農地中間管理事業の活用

機構から転貸された農地について
担い手へ

② 集積タイプ

10万円以内／1経営体

※1月1日から12月31日までに
機構から転貸された農地。
5ha以上（機構の指定する中山間
地域は2ha以上）が対象



機構から転貸された農地につい
て他の機構転貸農地と農地交換す
ることで集約化(1ha以上(機構の
指定する中山間地域は0.5ha以上
))につながった場合、担い手へ

③ 集約化タイプ

200円/a

※ 1経営体当たり10万円以内



このパンフレットに関するお問い合わせは・・・

宮城県農地中間管理機構
公益社団法人みやぎ農業振興公社

電話 (022) 275-9192
FAX (022) 275-9195

